

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る5月31日の本会議において、付託されました案件について、6月7日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定1件、請願1件です。

審査は、関係課、請願の紹介議員、請願者に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第70号 上野原市情報通信基盤事業事業者選定委員会設置条例制定について」は、情報通信基盤事業を行う事業者を選定するにあたり、上野原市情報通信基盤事業事業者選定委員会を設置することに伴い条例を制定するものです。

内容としては、情報通信基盤事業を担う事業者を6人以内の委員で公平・公正に選定し、施行期日は令和5年7月1日とのことです。

また担当課から、情報通信基盤事業のこれまでの経過と今後の方針についても説明がありました。委員からの、現在、ONUは市の所有になっているが、更新する際には事業者の所有とすることを選定基準としているか、という質問については、検討委員会の答申において、OLTとONUは対のもの、CATV事業者が自らの事業を行う上で整備するものとしているため、契約の際、仕様書にもその内容が盛り込まれる、との説明がありました。

議案第70号について採決を行った結果、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

「請願第2号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書」は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民と生命とくらしを守ることを国に求めるものです。

請願第2号について採決を行った結果、反対多数で不採択とすべきものと決定しました。委員からは、バイオマス発電について、土地改良事業の調査について、地域活性化施設について、調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。